

福井市企業局電子入札に係る旧ＩＣカード使用に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井市企業局電子入札運用基準（平成26年4月1日施行。以下「運用基準」という。）及び福井市企業局建設工事等電子入札運用要領（平成26年4月1日施行。以下「運用要領」という。）に規定する建設工事等及び一般業務に係る電子入札における旧ＩＣカード使用の試行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、次の各号に定めのないものについては、運用基準及び運用要領に定めるとおりとする。

(1) 旧ＩＣカード

福井市競争入札参加資格者名簿に登録されている内容に変更が生じた場合において、変更が生じる前に取得され、変更が生じる前の情報が登録されているＩＣカード

(2) 新ＩＣカード

福井市競争入札参加資格者名簿に登録されている内容に変更が生じた場合において、変更が生じた後に民間認証局に手続きが行われたことにより取得され、変更が反映された情報が登録されているＩＣカード

(旧ＩＣカード使用承認願の提出)

第3条 入札参加者が、旧ＩＣカードを使用して、電子入札システム又は入札情報サービスシステムにおいて電子入札に関わる手続きを行おうとする場合（入札に関わる手続きの期間中に、福井市競争入札参加資格者名簿に登録されている内容に変更が生じ、手続きの途中から旧ＩＣカードを使用しなくなっただけの場合を含む。）は、あらかじめ入札担当者の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、旧ＩＣカードを使用して電子入札に関わる手続きを行うことについて承認を得ようとする者は、旧ＩＣカードを使用する前かつ、旧ＩＣカードを使用しようとする手続きの締切1時間前までに、旧ＩＣカード使用承認願（以下「承認願」という。）に関係書類を添えて、入札担当者に提出しなければならない。

(旧ＩＣカード使用の承認と通知)

第4条 入札担当者は、前条の規定により承認願が提出され、入札参加者にやむを得ない理由があり、かつ、入札手続に支障がないと認められる場合には、旧ＩＣカードを使用して電子入札に関わる手続きを行うことを承認するものとする。この場合

において、入札担当者は、旧ＩＣカード使用承認通知書により入札参加者に通知を行うものとする。

2 前項の承認を行うやむを得ない理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 入札参加資格者の代表者名や商号名称等の変更が生じた場合において、当該変更事由が生じた日から30日以内に、民間認証局に変更内容を反映した新しいＩＣカードの取得手続きを行っていることを確認でき、締切日時までに入札参加資格確認申請書又は入札書を送信できないと認められる場合

(2) 入札執行者が特にやむを得ないと認める場合

3 第1項の承認を行った場合は、入札担当者は、運用基準、運用要領その他の規定にかかわらず、当該入札参加者が当該承認を得た後に旧ＩＣカードを使用して行った電子入札に関わる手続きを、有効なものとし、みなす。

(旧ＩＣカード使用の対象)

第5条 前条の規定により承認を得た者は、運用基準、運用要領その他あらかじめ公告等において示した条件等にかかわらず、旧ＩＣカードを使用して、電子入札に関わる手続きを行うものとする。

2 前条の規定により承認を得た者は、当該承認を得た案件に限り、旧ＩＣカードを使用して電子入札に関わる手続きを行うことができる。また、当該承認を得た案件について、新ＩＣカードを使用して電子入札に関わる手続きを行うことはできないものとする。

(入札が無効となる事由)

第6条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、ＩＣカードを不正に使用したとみなし、この要領の規定にかかわらず、当該入札参加者の行った入札を無効とする。

(1) 承認願又は関係書類に虚偽を記載して旧ＩＣカード使用の承認を得た場合

(2) 旧ＩＣカード使用の承認を得る前に、旧ＩＣカードを使用した場合

(3) 旧ＩＣカード使用の承認を得た案件について、新ＩＣカードを使用して電子入札に関わる手続きを行った場合(第7条の規定により旧ＩＣカードの使用廃止届を提出した場合を除く。)

(4) その他旧ＩＣカードの使用に関して不適切な扱いがあったと認められる場合

(旧ＩＣカード使用廃止届の提出)

第7条 第4条の規定により承認を得た者が、当該承認を得た案件について旧ＩＣカードの使用を取り止め、新ＩＣカードを使用して電子入札に関わる手続きを行おうとする場合は、あらかじめ旧ＩＣカード使用廃止届(以下「廃止届」という。)を提出しなければならない。

2 前項の場合において、複数の案件について第4条の規定による承認を得ている者は、当該承認を得ている全ての案件について廃止届を提出するものとし、旧ＩＣカ

ードと新ＩＣカードを同時に使用することはできないものとする。

3 廃止届を提出した者は、以後はこの要領の規定にかかわらず、速やかに電子入札システムにおいてＩＣカードの更新を行い、必要な手続きを行うものとする。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年６月１日から施行し、改正後の第６条及び第７条の規定は、令和３年４月１日から適用する。